

受領
21.6.24
高野隆法律事務所

裁判長
認印 

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 2 年 (行 ヒ) 第 2 9 0 号
決 定 日	令 和 3 年 6 月 2 3 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	小 池 裕 池 上 政 幸 木 澤 克 之 山 口 厚 深 山 卓 也
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所令和元年 (行コ) 第167号 (令和2年6月25日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文 本件を上告審として受理する。</p> <p>第2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たる。</p> <p>令和3年6月23日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 黒 澤 和 之 </p>	

当事者目録

申	立	人	想	田	和	弘
申	立	人	平	野	康	司
申	立	人	永	井	太	之
申	立	人	谷	口	規	規
上記申立人ら（永井康之を除く）	訴訟代理人	弁護士	永	井	康	之
上記申立人ら（谷口太規を除く）	訴訟代理人	弁護士	谷	口	太	規
上記5名	訴訟代理人	弁護士	吉	田	京	子 ほか
相手	手	方	国	田	京	子 ほか
同代表者	法務大臣	大臣	上	川	陽	子
同指定代理人	代理人	代理人	武	笠	圭	志 ほか

これは正本である。

令和3年6月23日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

黒澤和之

